

ふ・れ・あ・い

2024
vol.219
春号

6 地域発展に寄与する 企業文化の向上

公益社団法人船橋法人会 会長 小田原隆泰

〒273-0002 船橋市東船橋 4-14-22 TEL▶425-2701 FAX▶425-3228
E-mail▶info@sfh-net.or.jp URL▶http://www.sfh-net.or.jp/



第10回 市民の集い ふれあい広場 ふなばし寄席

▼ CONTENTS

● 税に関する絵はがきコンクール優秀作品紹介	2	● ブロックニュース	26
● 税務署だより	16	● 部会ニュース	27
● 令和6年度税制改正の大綱概要	20	● 新入会員紹介	28
● 令和5年度税制セミナー/第5回理事会報告	22	● 新入会員との懇談会	29
● 新春記念講演会・新年賀詞交歓会	23	● 会員増強運動成果報告	30
● 第10回 市民の集い ふれあい広場	24	● 会員増強成果報告	31

皆様のご意見をお聞かせください! 令和7年度税制改正に関するアンケート(簡易版)同封

第14回 税に関する絵はがきコンクール

公益社団法人会船橋法人会女性部会は、第14回税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。船橋市内小学校55校、及び私立小学校1校に参加要請を行い、今年度参加表明小学校は公立52校、私立1校、絵はがき提出校は50校より4,786枚の応募をいただきました。各学校長はじめ学年の先生方にはお忙しい中、貴重なお時間をいただきご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

提出していただいた作品から女性部会員により優秀作品300点を選考し、その後第2次審査では船橋税務署長、税務署幹部の方々、船橋市長、教育長、市議会議長、法人会会長、女性部会長、法人会役員により各特別賞が選出されました。

優秀作品の生徒さんの表彰状の授与式は令和5年11月14日(火)ホテルフローラ船橋での納税表彰式において執りおこなわれました。そして参加いただきました全ての生徒さんに参加賞をお届けし「第14回税に関する絵はがきコンクール」を無事に終了致しました。

応募作品の披露として①優秀作品の冊子を作成②ホームページ及び機関紙「ふれあい」への掲載③船橋税務署1階ロビーでの展示④船橋市役所1階階段周りに展示⑤東武百貨店のレストラン街への展示⑥「市民のための税金教室」(イオンモール)の際に展示⑦船橋南口のフェイスビルへの展示というように色々な場所で船橋市民の多くの方々に作品を見ていただいております。最後になりましたが船橋市内小学校55校及び私立小学校1校の校長先生、ご担当の先生方、船橋税務署長及び幹部の皆様、船橋市長、教育長、市議会議長、本会役員の皆様には多大なるご協力をいただき御礼申し上げます。

女性部会長 関根 京子

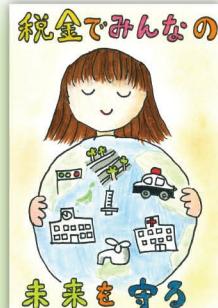
(敬称略)

船橋税務署長賞



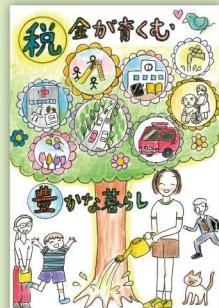
法典小学校 6年
足立 蒼空

船橋市長賞



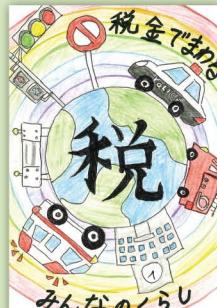
小室小学校 6年
釘本 実玖

船橋市議会
議長賞



葉円台南小学校 6年
佐伯 優里花

千葉県連女連
協会長賞



西海神小学校 6年
谷田 愛琉

船橋法人会
会長賞



坪井小学校 6年
中野 友葵

船橋法人会
女性部会長賞

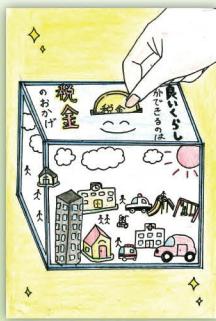
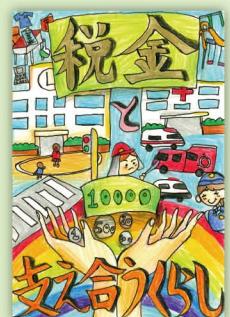
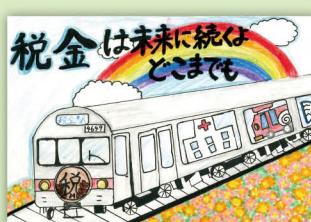
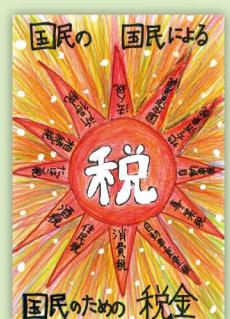
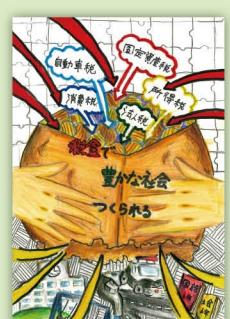


高根台第二小学校 6年

船橋市
教育委員会
教育長賞



葛飾小学校 6年
安井 碧

三咲小学校 6年
河邊 悠里高根台第三小学校 6年
上杉 煌々大穴北小学校 6年
ペーラ 優輝八木が谷北小学校 6年
佐藤 芽依峰台小学校 6年
佐古田 結月葛飾小学校 6年
多久和 陽菜小室小学校 6年
阿久津 里奈塚田南小学校 6年
萩原 莉々前原小学校 6年
アディクリスナ ケヴィン塚田南小学校 6年
太田 瑞子三山東小学校 6年
小川 優菜中野木小学校 6年
三谷 樹中野木小学校 6年
西林 大空千葉日本大学第一小学校 6年
橋尾 優里三山東小学校 6年
柳田 知佳高郷小学校 6年
安井 柚菜大穴北小学校 6年
岡庭 優姫大穴北小学校 6年
葉波 紫帆



優秀賞

峰台小学校

峰台小学校 6年
関 花佳峰台小学校 6年
岡村 眠峰台小学校 6年
苦米地 愛莉

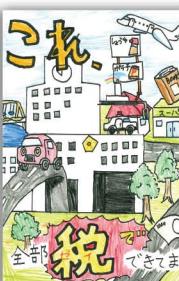
若松小学校

若松小学校 6年
中庭 唯若松小学校 6年
桜井 美奈峰台小学校 6年
奥村 紗映峰台小学校 6年
内藤 陽菜峰台小学校 6年
永井 亜依若松小学校 6年
梶澤 梨桜

宮本小学校

宮本小学校 6年
小杉 花鈴宮本小学校 6年
佐藤 克祐宮本小学校 6年
石野 立翔宮本小学校 6年
下畠地 秀哉宮本小学校 6年
小板橋 彩美菜宮本小学校 6年
萩原 爽来宮本小学校 6年
橋谷 葵奈宮本小学校 6年
荒居 楓宮本小学校 6年
石橋 歩佳宮本小学校 6年
原 奏太郎

市場小学校

市場小学校 6年
鈴木 凜花市場小学校 6年
馬場 璃子市場小学校 6年
片岡 希歩海神小学校 6年
笠井 英翔海神小学校 6年
池田 茜梨海神小学校 6年
林 瑞希海神小学校 6年
柿沼 明依

海神小学校



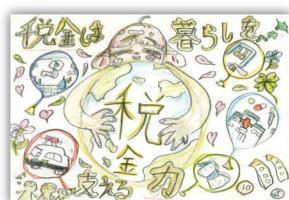




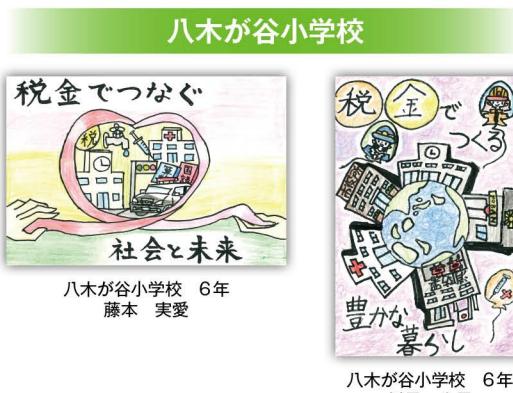
三咲小学校

三咲小学校 6年
平野 凪葉三咲小学校 6年
前田 遥叶三咲小学校 6年
山口 美優三咲小学校 6年
赤堀 真央

二和小学校

二和小学校 6年
高木 華二和小学校 6年
佐藤 綾音二和小学校 6年
佐藤 奈月二和小学校 6年
梁島 紫三咲小学校 6年
福田 莉子三咲小学校 6年
笠谷 莉里三咲小学校 6年
相田 陽向三咲小学校 6年
長谷川 琴音

薬円台小学校

薬円台小学校 6年
高西 れい薬円台小学校 6年
長田 あさひ薬円台小学校 6年
遠藤 優寿八木が谷小学校 6年
藤本 実愛八木が谷小学校 6年
川見 朱里薬円台小学校 6年
吉田 礼奈薬円台小学校 6年
中村 きよか八木が谷北小学校 6年
鈴木 知夏薬円台小学校 6年
中村 汐里薬円台小学校 6年
北澤 芽依



法典小学校

法典小学校 6年
田中 未来法典小学校 6年
猪狩 楓香法典小学校 6年
村田 樹里亞法典小学校 6年
林 知依紗

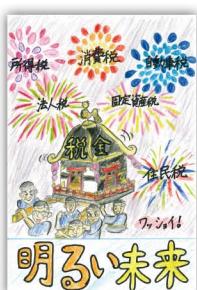
丸山小学校

丸山小学校 6年
権淵 花丸山小学校 6年
奥秋 花梨法典小学校 6年
川島 豪人法典小学校 6年
カブルゲン イスラヨード カブルゲ法典小学校 6年
崎山 葵丸山小学校 6年
後藤 芽衣法典小学校 6年
櫻庭 奈那実法典小学校 6年
布目 こころ

法典東小学校

法典東小学校 6年
橋本 果鈴法典東小学校 6年
小川 凜音法典東小学校 6年
山浦 豪記

塙田小学校

塙田小学校 6年
上代 健太郎塙田小学校 6年
森上 千尋塙田小学校 6年
成田 莉彩塙田小学校 6年
五十嵐 結衣法典東小学校 6年
片岡 舞法典東小学校 6年
小笠原 彩友塙田小学校 6年
村田 結菜



行田東小学校

行田東小学校 6年
下門 鈴行田東小学校 6年
谷米 真琴行田西小学校 6年
松本 朱世行田西小学校 6年
小室 結花行田西小学校 6年
岩崎 七緒行田西小学校 6年
松田 康生行田東小学校 6年
鈴木 琥珀行田西小学校 6年
田中 優成行田西小学校 6年
荒井 美音

飯山満小学校

前原小学校 6年
岩山 ゆりあ前原小学校 6年
姫野 はなみ前原小学校 6年
前田 茉優前原小学校 6年
鈴木 佑晟飯山満小学校 6年
原 あかり飯山満小学校 6年
牧田 愛音飯山満小学校 6年
鈴木 萌前原小学校 6年
坂田 愛美前原小学校 6年
藤澤 綾那前原小学校 6年
森田 茉緒飯山満小学校 6年
太田 希子前原小学校 6年
西崎 啓太前原小学校 6年
茂木 結月前原小学校 6年
林 みゆう飯山満小学校 6年
吉江 真澄



優秀賞

中野木小学校

中野木小学校 6年
木下 碧中野木小学校 6年
間瀬 希愛中野木小学校 6年
相模 杏中野木小学校 6年
福尾 小遙飯山満南小学校 6年
柿木 航大飯山満南小学校 6年
佐藤 楓花中野木小学校 6年
赤木 姫菜乃中野木小学校 6年
平岡 結依中野木小学校 6年
土屋 向日葵飯山満南小学校 6年
玉上 慶次飯山満南小学校 6年
後藤 真帆

二宮小学校

二宮小学校 6年
平野 瑞伽二宮小学校 6年
久野 杏梨二宮小学校 6年
渡邊 芽依飯山満南小学校 6年
鈴木 紗月二宮小学校 6年
前田 彩花二宮小学校 6年
菅原 由梨佳二宮小学校 6年
藏田 胡桃二宮小学校 6年
山本 緑生

芝山東小学校

芝山東小学校 6年
田中 結都芝山東小学校 6年
中村 蒼空



葉円台南小学校



田喜野井小学校



三山学校





優秀賞

高郷小学校

高郷小学校 6年
高田 凜高郷小学校 6年
馬場 理央奈高郷小学校 6年
山田 瑞佳

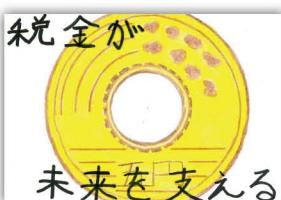
習志野台第一小学校

習志野台第一小学校 6年
守屋 崇秀習志野台第一小学校 6年
藤原 充希

習志野台第一小学校 6年

高郷小学校 6年
本名 葵高郷小学校 6年
ブルネ鈴木麻照高郷小学校 6年
関 悠斗習志野台第一小学校 6年
三溝 茉穂習志野台第一小学校 6年
門田 帆那

習志野台第一小学校 6年

高郷小学校 6年
羽生 涼高郷小学校 6年
河井 梨菜

高根台第二小学校

高根台第二小学校 6年
井上 優香高根台第二小学校 6年
堀居 明莉高根台第二小学校 6年
徳島 芽美高根台第二小学校 6年
柳澤 心奈高根台第二小学校 6年
杉山 友美豊富小学校 6年
戸村 希美豊富小学校 6年
本多 葉月豊富小学校 6年
花嶋 七海



優秀賞

三山東小学校

三山東小学校 6年
田村 嶽大三山東小学校 6年
丸茂 優凜彩三山東小学校 6年
西戸 陽琉

三山東小学校 6年



三山東小学校 6年

三山東小学校 6年
財部 穂香三山東小学校 6年
西 さや香三山東小学校 6年
森田 沙希三山東小学校 6年
宮崎 真悠

習志野台第二小学校

習志野台第二小学校 6年
橋井 陽葵習志野台第二小学校 6年
山口 心愛習志野台第二小学校 6年
市村 莉帆習志野台第二小学校 6年
藤江 由衣習志野台第二小学校 6年
井ノ上 文音習志野台第二小学校 6年
山村 芽生習志野台第二小学校 6年
池田 久悟

咲が丘小学校

咲が丘小学校 6年
渡辺 咲耶

咲が丘小学校 6年

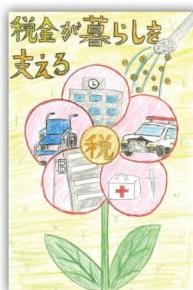
咲が丘小学校 6年
久保 甫奈菜



坪井小学校

坪井小学校 6年
沖野 蓉坪井小学校 6年
林 里歩坪井小学校 6年
税所 凜心坪井小学校 6年
芦澤 和慶坪井小学校 6年
増田 結花塙田南小学校 6年
湊 六花塙田南小学校 6年
伊藤 里桜塙田南小学校 6年
二塙 唯塙田南小学校 6年
平山 美咲塙田南小学校 6年
今井 遼塙田南小学校 6年
小川 士嵩塙田南小学校 6年
清水 菜央

大穴北小学校

大穴北小学校 6年
小林 濱朋大穴北小学校 6年
小林 希心大穴北小学校 6年
中村 碧空大穴北小学校 6年
清水 菜央

高根台第三小学校

高根台第三小学校 6年
平井 友梨

古和釜小学校

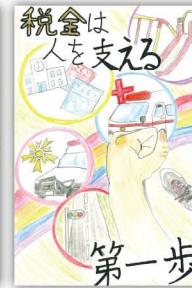
古和釜小学校 6年
鈴木 美玖古和釜小学校 6年
平山 想乃

小室小学校

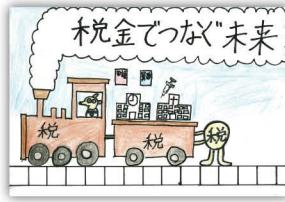
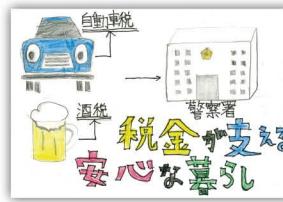
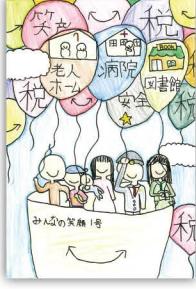
小室小学校 6年
田中 花実



大穴小学校

大穴小学校 5年
倉又 あこ大穴小学校 6年
松尾 佳凜大穴小学校 5年
山崎 楓大穴小学校 6年
木原 陽大穴小学校 6年
遠藤 日鞠

千葉日本大学第一小学校

千葉日本大学第一小学校 5年
越野 陽向千葉日本大学第一小学校 5年
島崎 結菜千葉日本大学第一小学校 5年
早坂 友里千葉日本大学第一小学校 5年
張 愛佳千葉日本大学第一小学校 6年
石澤 佳歩千葉日本大学第一小学校 6年
木子 優奈千葉日本大学第一小学校 5年
北沢 裕葉千葉日本大学第一小学校 5年
植橋 海叶千葉日本大学第一小学校 6年
嘉村 ソフィ千葉日本大学第一小学校 6年
宮本 修汰千葉日本大学第一小学校 5年
山中 真愛美千葉日本大学第一小学校 6年
稻垣 茜音千葉日本大学第一小学校 5年
野村 知央千葉日本大学第一小学校 5年
吉村 玲瑛奈千葉日本大学第一小学校 6年
萩原 豪人千葉日本大学第一小学校 5年
出川 十麻千葉日本大学第一小学校 6年
染谷 茉莉香千葉日本大学第一小学校 5年
塩澤 蒼生千葉日本大学第一小学校 6年
南 智寛

ご存じですか？

令和6年分所得税

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

① 所得者本人…3万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

これは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

税務署だより

税務署だより

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与等から！

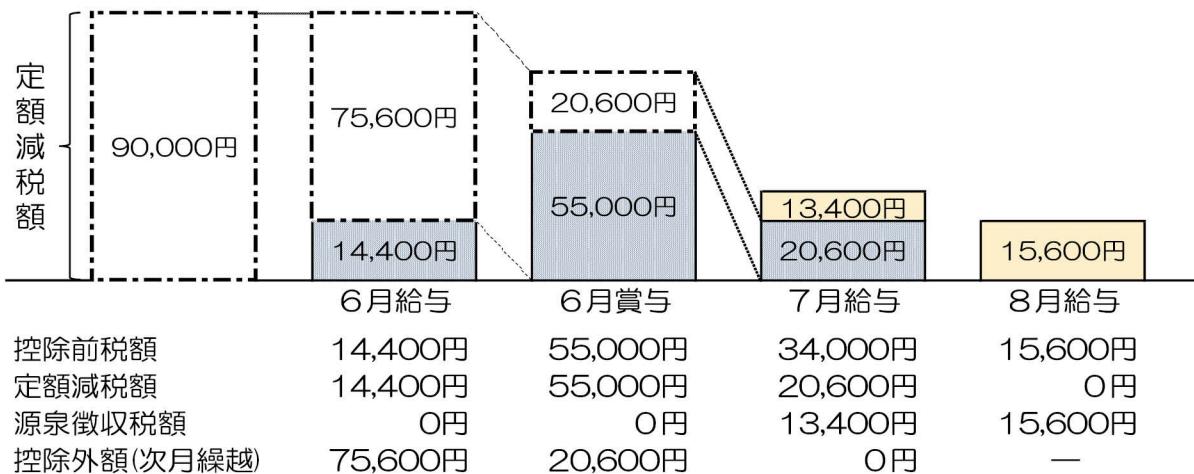
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分 判定等	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計	一	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・所得税
- ・消費税
- の確定申告
- ・インボイス制度
- ・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、
「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.10)

税務署だより

税務署だより

電話で解決 

「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - 5901 (コクゼイ) (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。



音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。

(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

「1」 所得税

「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書

「3」 謹度所得、相続税、贈与税、財産評価

「4」 法人税

「5」 消費税、印紙税

「6」 その他

- 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署**に電話して音声案内「1」を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



税務署への電話は
こちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)

令和6年度税制改正の大綱の概要 (令和5年12月22日閣議決定)

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、Iのとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについてIIのとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についてIIIのとおり決定する。

I 令和6年度税制改正

個人所得課税

○ 所得税・個人住民税の定額減税

- 令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

○ ストックオプションの利便性向上

- スタートアップが付与したストックオプションの場合に、年間の権利行使価額の限度額を最大で3,600万円に引き上げる。

○ 住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応）

- 住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。

○ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。

資産課税

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○ 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

- 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限を2年延長する。

法人課税

○ 賃上げ促進税制の強化

- 従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置（賃上げ4%以上に対して5%、5%以上に対して10%、7%以上に対して15%、プラチナくるみんやプラチナえるぼしの認定を受けている場合に5%等）等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- 従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人について、3%以上の賃上げを行ったときは、その10%の税額控除ができる中堅企業向けの措置を加える。この場合において、4%以上の賃上げを行ったときは15%、教育訓練費の増加割合が10%以上等であるときは5%、プラチナくるみんやえるぼし（3段階目）以上の認定を受けているときは5%を税額控除率に加算する。

- 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率に5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長する。

- 法人事業税付加価値割における雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置について、法人税の賃上げ促進税制の見直しに合わせ、適用要件等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

○ 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

- 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、複数回のM&Aを実施する場合において、その株式等の取得価額に90%又は100%を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。

○ 戰略分野国内生産促進税制の創設

- 産業競争力強化法（改正を前提）の認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をしたときは、その認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額の税額控除ができることとする。

○ イノベーションボックス税制の創設

- 国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI関連のプログラムの著作権）から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大30%の金額について、その事業年度において損金算入できることとする。

○ 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外

- 譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法または時価法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

○ 交際費から除外される飲食費に係る見直し

- 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を3年延長する。

○ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剩余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- 資本金と資本剩余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剩余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

消費課税

○ プラットフォーム課税の導入

- ・国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高が50億円超のプラットフォーム事業者を対象に、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入する。
- ・あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

○ 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

- ・外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

○ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- ・着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。また、延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

国際課税

○ グローバル・ミニマム課税への対応

- ・令和5年度税制改正で法制化した所得合算ルール（II R : Income Inclusion Rule）について、経済協力開発機構（OECD）によるガイダンスや国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直しを行う。

○ 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

- ・OECDにおいて策定された暗号資産等報告枠組み(CARF : Crypto-Asset Reporting Framework)に基づき、租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

納税環境整備

○ GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

- ・法人が、GビズID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いてe-Taxにより申請等を行う場合には、その申請等を行う際の電子署名等を要しないこととする。

○ 正誤の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

- ・隠蔽・仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加算税の適用対象に加える。

○ 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

- ・偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等（株式会社の発行済株式の50%超を有し、偽りその他不正の行為をした者等に限る。）は、株式会社等から徴収不足となるときに限り、株式会社等から移転した一定の財産の価額を限度として、その国税の第二次納税義務を負うこととする。

○ 地方公金に係るeLTAX経由での納付

- ・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。

関 稅

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・令和5年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 輸入手続の利便性向上

- ・特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めるところとする。

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようになる必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

Ⅲ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばことの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円／1本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

令和5年度 税制セミナー

第1回税制セミナー

令和5年度の第1回税制セミナーが、去る12月22日午後2時から、船橋商工会議所6階において、講師に星 叡氏をお迎えし、「電子帳簿等保存制度の実務ポイント」をテーマに行われました。

平成10年に定められた同法が、令和3年度税制改正において抜本的な見直しがおこなわれたことによるものです。

ポイントは「電子取引を行った場合には、その電子取引の取引情報を、必ず電磁的記録に保存しなければならない。そして、その記録を訂正する場合はその訂正が判るようにしなければならない」というデータ保存制度です。

そして帳簿類の電子保存や請求書や領収書、或いは相手方に渡した書面のスキャナーでの保存は任意であるということです。

従って、税務調査の際に相手から貰った書面の領収書等があれば、それを提示すれば十分であるということです。



第2回税制セミナー

令和5年度の第2回税制セミナーが、去る1月17日午後3時から、船橋商工会議所6階において、講師に船橋税務署 資産課税第1部門 藤崎 浩氏による①事業承継税制、及び法人課税第1部門 高野浦 信昭氏による②法人税の税制改正についてセミナーが行われました。

事業承継税制に関しては贈与税・相続税の「納税猶予・免除」でしたが、非常に複雑でまた頻繁に改正されるので現在有効である事業承継税制が、必ずしもそのまま将来にわたって存続している保証はないということです。それ故、「事業承継のための税制がある」ということをよく知っておいて、いざ承継しようとした時には税理士の先生や公認会計士の先生に事業承継税制を強く促すようにするのがよいということでした。



法人税の税制改正については、令和6年の税制改正大綱を中心に行われ、注目すべきは、交際費課税制度について、①中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）と交際費のうち接待交際費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金100億円以下の大法人も適用可）が3年間延長されます。②交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げられます。

税制副委員長 大澤 志津江

令和5年度 第5回理事会

令和6年3月19日（火）船橋商工会議所6階会議室に於きまして、令和5年度第5回理事会が開催されました。

冒頭の小田原会長の挨拶では、3月9日（土）に開催された「市民の集いふれあい広場」が、ほぼ満席に近い状況で大盛況に終わったことの報告がありました。事前準備と当日の運営に携わった実行委員会ならびに女性部会・青年部会の皆様に感謝の言葉を述べられるとともに、今後も様々な行事を通して法人会が地域を盛り上げていきたいとのお話がありました。

来賓である船橋税務署の杉田副署長からは確定申告の時期が無事に終了した旨の話がありました。スマホ申告やe-Taxの利用者が増えてきているとのことで、法人会の広報活動に感謝の言葉をいただきました。

本理事会では、以下の議事1から議事3までの3議事が審議・承認されました。

議事1 令和6年度の事業計画書（案）について

議事2 令和6年度の収支予算（案）について

議事3 令和6年度の資金調達及び設備投資について

開催日：令和6年3月19日（火）

場所：船橋商工会議所

総務委員長 安村 秀雄

新春記念講演会・新年賀詞交歓会

第一部 新春記念講演会

令和6年1月30日（火）、ホテルフローラ船橋におきましてスリープ・パフォーマンスカンパニーの小林瑞穂先生をお招きし、新春記念講演会が行われました。今回の講演テーマは「睡眠の見直しからはじめる～免疫力の高め方～」です。質問です。「あなたは、何のために眠りますか？」

この問い合わせから講演が始まりました。普段あまり気にしていない睡眠について「睡眠とは何か？」「免疫力とは？」と次第に睡眠と免疫力の関係を掘り下げ、講聴者に分かりやすく教えていただきました。

当たり前の事ですが、免疫力が低下すると体調を崩しやすくなります。それを睡眠負債と呼ぶそうです。その睡眠負債を睡眠を通して貯めない「快眠ループ3つの基本」を教えていただきました。

1. カーテンオープン

カーテンを開けて寝ることによりだんだん明るくなる光を感じ、目覚めの準備が整います。強い光を浴びると体内時計がリセットされ、セロトニンが放出、数時間後にメラトニンに変換されよい睡眠へ導きます。

2. 朝は好きから

やる気アップホルモンドーパミンを増やすには朝のひと時にできる自分の楽しみを作り実行することです。例えば「昨日買っておいた大福を朝の楽しみとして食べる」等。自分の好きをたくさん書き出してみましょう。

3. 夜はゆるゆる

副交感神経を優位にするため意識的に体と脳をゆるめます。こんにゃくになった気分でからだをゆすったり、好きな香りのアロマでリラックスするのもいいでしょう。ぬるめの温度入浴で筋肉と心のリラックス等も効果があります。

先日、仕事の関係でホテルに泊まる機会があり、カーテン全開で眠ってみました。普段と同様に目覚ましで起きましたが、寝起きの良さと気分のスッキリ感は普段と違う気がしました。

今回のテーマは誰にでも当てはまるという事もあり、多くの方に講聴していただきました。講演内容をぜひ会社の従業員の方にお伝えいただき、睡眠を見直すことにより、心と体の健康でやる気アップ！事業発展に繋げていただければ幸いです。

研修委員長 小柳 正和

開催日：令和6年1月30日（火）
場所：ホテルフローラ船橋



第二部 新年賀詞交歓会

令和6年が始まり心新たに目標に向かって進むこの時期、船橋法人会の賀詞交歓会に参加させていただき、大変光栄に思います。ホテルフローラ船橋の優雅な会場で開催された本交歓会は、新年の幕開けを華やかに祝う場として、多くの方々が一堂に会し、交流を深める素晴らしい機会となりました。特に、手品のアトラクションが加えられたことで、参加者の皆様が楽しいひとときを過ごされたことが印象的でした。会場の雰囲気に包まれながら、地域のビジネスリーダーや地域社会の重要なメンバーとの有意義な交流を深めることができ、大変貴重な時間となりました。この素晴らしい機会を通じて、私たちは一層結束を固め、船橋法人会の活動に対する意欲を高めることができました。また、ホテルフローラ船橋の素晴らしい設備やサービスにより、参加者の皆様が快適な時間を過ごすことができたことは、大きな助けとなりました。経済や社会の変化がますます速くなる中で、私たちは団結し柔軟に対応し共に成長していく必要があります。船橋法人会は、地域社会における重要な存在として、地域の発展や経済活動の活性化に貢献することが期待されています。私たちはその使命を果たすために、積極的に情報共有や連携を図り、地域社会との連携を強化していく必要があります。また、私たちの活動は単なる経済的な成果だけでなく、地域の持続可能な発展や社会貢献にも目を向けなければなりません。CSR活動や地域貢献事業を通じて、地域社会との共生を図り、持続可能な未来を築いていくことが重要です。新たな歳を迎える私たちは過去の成功に感謝し、未来への希望に満ちた心で前進していくことが大切です。皆さんのご健康とご多幸をお祈りしつつ、今年も船橋法人会がより一層の発展と繁栄を遂げることを心から願っています。

厚生委員長 高橋 徳昭



第10回 市民の集いふれあい広場

去る3月9日(土)に第10回になりました「市民の集いふれあい広場」を開催いたしました。

正副会長監事會議にて実行委員長としてご指名をいただきまして、正副会长長、各委員長、各部会長、ブロック長をはじめと致します実行委員会を組織させていただき、女性部会担当のフリーマーケットと例年通り船橋市内各小学校から応募いただいている税に関する絵はがきコンクール優秀作品の展示。船橋税務署様のご協力で1億円レプリカ展示、フードバンクふなばし様の活動報告並びに啓蒙活動、心の絆応援プロジェクトin船橋様の東日本大震災発生以来続いております活動報告や支援の呼びかけを同時開催する中、メインイベントであります「ふなばし寄席」を会員様、会員企業の従業員様、ご家族様、ご友人、近隣地域の皆様に大いに喜んでいただける事を目的として企画致しました。

開催日：令和6年3月9日(土)

場所：船橋市勤労市民センター

開催当日は開催に相応しい小春日和となりまして、11時～14時まではフリーマーケット、絵はがき展示、1億円レプリカ展示、フードバンク、心の絆の各ブース運営にも多くのご来場をいただきました。

特にフリーマーケットでは多くのご支援を賜り、214,750円の収益を上げることができ、船橋市役所を通じて子どもたちの教育をはじめとする未来へお役立ていただけるようお渡しさせていただきました。

そしてメインイベントとなる事業は第8回までは著名人の講演を主としておりましたが、コロナ禍での開催となりました前回からは厄病退散、笑いは免疫力を高めるというスローガンで「ふなばし寄席」と題し、落語を中心とした寄席を大々的に企画して多くの来場者に楽しい一日、笑いに溢れたひと時を過ごしていただけたように企画いたしました。前回開催後、非常に楽しかったと好評をいただいていた方々のリピートもあったのか、今回の会場となりました船橋市勤労市民センター大ホールには定員を上回る400人近い皆様より観覧希望が寄せられ満席の会場は終始、笑いの渦となりました。

今回も公益社団法人落語芸術協会所属の師匠方をはじめ、落語協会及び三遊亭好楽一門の皆様にご協力をいただきまして総勢11名に及ぶ出演者となりました。若く生き生きとした前座さんから二つ目さん、漫談とナゾかけのねづっちさん、いぶし銀の笑いを醸し出す真打の師匠まで定席の寄席にも負けない顔ぶれとなり、特にトリを飾っていただいた「笑点」でおなじみの三遊亭好楽師匠にはテレビとはまた一味違う笑いをご披露いただきました。(当日のプログラムは下記の通り)

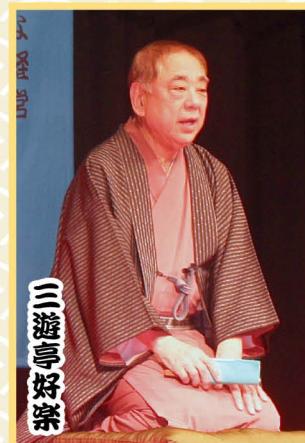
また「ふなばし寄席」は無料にて開催をさせていただきましたが、元旦に発生を致しました能登半島地震へのチャリティー寄席と銘打ってご観覧の皆様からお気持ちを頂戴致しました。このお預かり致しました金額に我々主催者側にて端数を埋めるようプラスさせていただき、10万円を我々の同士であります輪島税務署及び七尾税務署管内の輪島法人会及び七尾法人会様を中心に壊滅的な被害を受けられた石川県内でお役立ていただけるよう公益財団法人全国法人会総連合を通じまして一般社団法人石川県法人会連合会へお渡ししたいと存じます。能登半島地震にてお亡くなりになられた皆様、そしてご家族の皆様、被災された皆様や未だ避難生活におかれていらっしゃる多くの皆様に心よりお見舞い申し上げると共に一日も早い復興と平穏な生活を取り戻せるようご祈念申し上げます。

第10回「市民の集いふれあい広場」実行委員長 高見澤 篤

【ふなばし寄席出演者及び演目】

- 立川幸路「寿限無」 ○桂れん児「平林」 ○三遊亭あら馬「紀州」 ○春風亭柳雀「ロック魂」
- 古今亭雛菊「幫間腹」 ○ねづっち「漫談」 ○立川談幸「町内の若い衆」 お仲入り(休憩)
- 鳴り物実演(寄席解説) 舟窪舞子社中他 ○雷門小助六「八問答」～かっぽれ踊り～
- 鏡味味千代「太神楽」 ○三遊亭好楽「胡椒の悔やみ」～三本締め～





ブロックニュース

Aブロック

チャリティーゴルフコンペ

Aブロックでは2月15日（木）中山カントリークラブにて、第30回チャリティーゴルフコンペを行いました。

開催日：令和6年2月15日（木）
場所：中山カントリークラブ

当日は南風が強く吹いていましたが、暖かく絶好のゴルフ日和でした。参加者は50名で皆さん楽しんでおられました。表彰式では、多くの方々からいただいたご寄付により皆様へ賞品を配る事ができました。



皆様より頂いたチャリティー募金5万円は、今回能登半島の震災義援金として郵便局を通して寄付致しました。Aブロックでは、ここ数年コロナ禍により活動が制限され満足な事業ができませんでした。本年は、6月にはサクランボ狩りを楽しむ日帰り旅行やいろいろな行事を企画しておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。最後になりましたが、ゴルフコンペにご尽力をいただいた皆様、そしてご参加下さった皆様に心より感謝申し上げます。今後ともAブロックへのご協力をよろしくお願い致します。

ゴルフ幹事 三咲支部長 岡庭 一美

Cブロック

太田美保子杯 ボウリング大交流会

Cブロック太田美保子杯ボウリング大交流会を2月17日の土曜日にストライカーズ西船ボウルにて開催いたしました。昨年に引き続き故太田美保子様のお名前をお借りし、船橋法人会並びにCブロックへ多大なるご貢献をされた太田様を偲んでの大会となります。

開催日：令和6年2月17日（土）
場所：ストライカーズ西船ボウル

新型コロナウイルスの影響もやわらぎ、少しずつではありますが会員同士の親睦を深める活動ができるようになりました。当日はインフルエンザによる欠席もありましたが、70名を超える参加者が集まり、多くの会員にご参加いただきました。

社員の皆様と、或いはご家族ご友人と参加された方、様々ではありますが皆様に楽しんでいただけたと自負しております。

ほんのひとときではございましたが、船橋で会社を営む方々の親睦を深めることができたのなら私たちも幸いと思っております。

参加していただいた皆様には心より感謝いたします。また、Cブロックでは今後も日帰りバス旅行やゴルフコンペなど、様々な行事を企画しております。沢山の方のご参加をお待ち申し上げます。 Cブロック長 福永 幸雄



部会ニュース

第3回 源泉部会実務研修会

令和6年2月6日（火）クロスウェーブ船橋において、第3回実務研修会を行いました。

前日の夕方より雪が降り始め、明け方には当たり一面真っ白になるぐらいの降雪がありました。公共交通機関の運行も心配されました。午後には日が差し通常運行になり道の端に雪が残るぐらいまでになりました。

船橋税務署より、杉田博美副署長、法人課税第1部門 子安紳夫統括官、法人課税第1部門 湯田正義源泉審理上席にお越しいただきご講演いただきました。

杉田副署長よりテーマ「お酒の話」と題し、宮沢賢治の話から始まり、国産酒を国税庁が支援し国際的に盛り上げているとお話をいただきました。身近なビール、発泡酒、第三のビールなどがどの様に作られ課税されているかの説明。詳しいデータと共に人口推移や日本酒生産量、生産種が変化推移し、より付加価値のあるものを生産する酒蔵が増えてきており、技術支援等を国税庁が支えているとのお話がありました。お酒の席等で副署長からこんな話を伺いましたと他の人に話したくなるようなトリビア的な話が多くありました。

湯田源泉審理上席からは税金クイズを出題いただきました。基本的な源泉徴収からマニアックな内容まで幅広い内容で税に対する雑学がより高まりました。中でも各税務署の取り扱い件数等の紹介もあり、確定申告数が県内で一番多いのは、松戸市と聞き私は意外だと感じました。

また「令和6年度税制改正の大綱」に関する税制改正法案が成立しますと、各事業所の源泉徴収等に変更が生じるためその説明会を開催しますとご案内もありました。

源泉部会では正しい源泉徴収を行うため、今後も研修会の企画運営を行います。ご講演いただきました船橋税務署の皆様、またご出席いただきました皆様に感謝申し上げます。

開催日：令和6年2月6日（火）

場所：クロスウェーブ船橋



令和5年度 租税教室

船橋法人会の青年部会は、年間事業の一つであります「租税教室」を船橋市内3校の小学校にて開催致しました。

3校の小学6年生の児童、総勢337名を対象に行いました。

昨年同様、冒頭をヴァイオリン漫談家マグナム小林さんに漫談を、その後青年部会で講演を行いました。

千葉県出身のマグナム小林さんはヴァイオリンの音色で様々な音真似とタップダンスを融合し、浅草芸人らしく子供たちの心を和らげてくれ質疑応答がしやすい雰囲気でした。

「公共サービスは税金で運営されている」ことや、「SDGsの観点からフードロスの対策に8,000億程の税金が使われている」ことから給食を残さず食べ、フードロスをなくしていくことの大切さをお話していただきました。

その後、私達青年部会による「消費税から学ぶ、税の役割」について、その消費税等の「税金が何に使われているのか」、「税金がなかったらどうなってしまうのか」、「税金の使い道は誰が決めているのか」、等小学生にもわかり易く考えてもらえる内容を講演しました。

今後もより良い租税教室を行っていけるよう活動していきます。

青年部会研修委員長 佐竹 博史



◇新しく入会された皆様です…よろしく◇

(令和5年11月1日～12月31日入会)

(支部順・敬称略)

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
二 和	(株)E X A	深澤 晃一	船橋市二和西5-9-48	080-6732-7566	電気通信工事業
三 咲	Brains Medico(株)	森園 浩二	船橋市三咲2-10-1 フェニックス三咲102号室	047-499-5729	小売業
大 穴	(株)赤とんぼ	赤塚謙太郎	船橋市大穴南5-20-12	050-1136-3886	古物リサイクル業
大 穴	合同会社三咲金属	外山 貴教	船橋市大穴南1-21-11	047-468-2829	金属加工
大 穴	(株)竹英	竹山 竜守	船橋市楠が山町34	080-3503-2251	不動産業
金 杉	合同会社プラス	瀧澤 達三	船橋市金杉7-6-12-303	047-401-3556	一般貨物自動車運送
金 杉	鈴木畳店	鈴木 章弘	船橋市金杉9-14-13	047-448-3415	畳業
新 高 根	(有)高根木戸給油所	藤井 むめ	船橋市高根町1235	047-438-2084	ガソリンスタンド
北習高根	(株)Live All	花島 勇太	船橋市高根台6-44-18	047-407-2597	不動産業
北習高根	(株)オータムリサーチ	秋山 信子	船橋市習志野台1-6-7-3211	047-497-8656	市場調査
習 志 野	(株)トヤマ電業社	外山 項一	船橋市習志野台4-81-23 ソワサント福田101	047-498-9703	電気工事業
芝山西習	小澤歯科医院	小澤 明徳	船橋市西習志野3-26-12-107	047-461-4618	歯科診療
芝山西習	(株)がもう設計事務所	蒲生 良隆	船橋市西習志野3-26-8 ファインコート北習志野2B	047-463-9901	建築設計・監理
北船 第1	(株)ビッグハート	中野 哲也	船橋市藤原5-24-3	047-712-8295	福祉機器レンタル・販売
北船 第1	(株)JOY	上野 謙	船橋市藤原6-32-21	047-404-7974	経営コンサルタント
北船 第1	青木設備	青木 淳	船橋市藤原5-12-13	070-1502-5915	水道設備
北船 第1	康貿易商事(株)	本庄 政哉	東京都港区三田1-7-1-3205	048-242-3163	
北船 第1	(株)NBB	本庄 政哉	東京都港区西麻布4-22-11-3 F	080-9054-2158	
夏 見	(有)ポピー美容室	出山チワ子	船橋市夏見4-28-1	047-423-1451	美容業
前 原 東	(株)コンティゴ	今村 聰	柏市南柏1-2-6 南柏ビル307号室	047-157-3483	不動産業
葉 円 台	(株)SQ建創	ファンゴクソン	船橋市田喜野井5-29-8	080-7017-0999	建設業
前 原	(株)Buzz Foods	鈴木 康平	習志野市津田沼1-2-7-5F	080-9818-1014	飲食業
前 原	(株)SSビジネスクリエイト研究所	斎藤 省吾	習志野市藤崎5-4-50EDENA-G806	047-489-1106	経営コンサル
前 原	(株)alma	岸岡さおり	船橋市前原西2-13-8 クリスタル津田沼ビル3階	047-471-5040	飲食業
前 原	対馬フェンス産業(株)	対馬 雄正	船橋市中野木1-24-15	047-473-6543	土木工事業・建設資材販売
前 原	(株)丸五建設	五味 洋子	船橋市前原西4-31-2-701	080-3503-2251	建設業
三 山	MARZAS 丸山信一	丸山 信一	船橋市三山1-41-1-206	047-472-4775	
本町 第1	食彩 酒豪じん	神 裕丈	船橋市本町2-24-4 エミエール船橋101	047-434-8609	飲食業
本町 第2	(株)ティクワン	大野 竹男	船橋市本町4-43-4 エターナル大野304号	047-406-3933	土地売買業
本町 第2	高松建設(株)千葉支店	高橋 鉄弥	船橋市本町4-40-23	047-411-3101	総合建設業
本町 第3	(有)キクワホーム建設	川上 勇	鎌ヶ谷市東初富4-36-17	047-442-1708	建設業
本町 第3	(株)歌舞喜	平野 澄人	東京都新宿区新宿7-26-11 新宿AINスクエア2005	090-3913-9993	その他のサービス
本町 第3	(有)高澤事務所	高澤 恵美	船橋市本町7-10-7-102	080-3512-5458	不動産賃貸業
本町 第3	(株)みやび	村山 雅典	八千代市桑橋868-1	090-4424-6529	建築業
宮 本 第1	土地家屋調査士法人スペース・ジオ	村永 章	船橋市宮本2-8-5 アドサム船橋壱番館1F	047-411-7930	土地家屋調査士
宮 本 第2	ル・クレア・エナジー合同会社	清水 英夫	船橋市東船橋3-2-18-102	090-4754-4742	電気・不動産
西 船 第1	(株)住まいナビ	吉村 紘典	船橋市山野町118-1 レオメインスクエア402号	047-404-6055	不動産業
西 船 第1	(株)レオガーデン	増子 範幸	船橋市山野町103-4	047-431-0303	不動産業

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
西船第1	(株)サニーヴェール	井上 武	船橋市西船2-23-20 101	047-433-6006	不動産業
西船第1	プランニューアセット(株)	生方 孝幸	市川市八幡3-27-8	090-2313-3970	不動産業・旅館ホテル業
西船第2	合同会社ハジメノイッポ	橋 竜平	船橋市二子町608-5スカイコート船橋404	080-6539-0234	障がい福祉
西船第2	(有)宮崎建具店	宮崎 智則	船橋市印内1-10-1	047-335-3125	建具製造業
西船第2	(株)アイ・ユニットコーポレーション	石橋 直和	船橋市西船5-26-21	047-302-2221	不動産業
海神	(株)総和	高橋 俊生	習志野市東習志野6-1-13	047-478-4591	鋼製建具工事
海神	(株)篠崎測量	篠崎 高広	四街道市栗山1000番182	043-422-1242	大工工事業
海神	(株)丸和	渡邊 貴洋	千葉市花見川区天戸町729-1	043-306-8702	
海神	平心建設(株)	渡邊 貴洋	千葉市花見川区天戸町730	043-306-8702	建設業
南船第1	(株)HOUSHIN	NGUYEN THANH TAM	船橋市栄町1-5-7-103号	047-767-2504	設備工事業
南船第1	(有)エスエム	土屋 勝義	船橋市栄町2-4-14	047-420-1856	製造業
南船第2	(株)S・Zero	土肥 大樹	船橋市若松1-1-24グローバル壱番館1階	03-6240-2501	ビルメンテナンス業
南船第2	(株)シバシン	柴田 進介	船橋市浜町1-8-13	090-9334-4567	底引き網漁業
湊町	(株)リンクスタッフグループ	鳩澤 晴輝	船橋市湊町2-2-19イシデンビル201	047-404-7161	建設業軽作業アウトソーシング
湊町	船橋マリン法律事務所	石川浩一郎	船橋市湊町2-5-1アイカワビル2F	047-402-2967	弁護士
湊町	(株)レゾルバ	詫麻 礼久	大網白里市大網2844-3	070-7622-5493	サービス業
湊町	ふくしサポートサービス合同会社	岡田 利彦	船橋市湊町2-12-24湊町日本橋ビル6F	090-3136-1440	サービス業
湊町	(株)テクノガーデン	長津 健夫	船橋市湊町3-10-7	047-750-4760	建設業
湊町	(株)ウイル・コーポレーション	若林裕紀子	石川県白山市福留町370番地	076-277-9811	印刷業

新入会員懇談会の開催

令和6年2月21日（水）ホテルフローラ船橋において新入会員との懇談会を開催しました。

本会役員18名、新入会員16名の方々にご参加いただき、盛大に開催されました。

【第1部 法人会の説明】

久保木事務局長より、新入会員懇談会開催の趣旨や法人会入会のメリット等の説明を行いました。

【第2部 懇親会】

佐久間組織委員長からは乾杯のご発声の際に、ブロックで開催するバス旅行、ボウリング大会等

行事に積極的に参加していただき、会員相互の親睦を図っていただきたいとの言葉がありました。

その後、組織委員会の鯨井副委員長と持井副委員長の司会進行により、新入会員からそれぞれの企業紹介をしていただきました。

皆さんご自身の趣味などを話され、会場からも笑いが飛び交うなどとても和やかに大変充実した懇親会となりました。

今回、参加されなかった新入会員の皆様、会員相互の親睦を図る機会がこれからも沢山ありますので是非参加をしていただき懇親を深めていただければと思います。

船橋法人会事務局長 久保木 俊夫



令和5年度 会員増強運動成果



組織委員長
佐久間 兼治

「令和5年度会員増強運動成果」についてご報告させていただきます。

令和5年9月から12月までの4か月間、会員増強期間中の県連の目標「金賞」獲得、目標103社の新入会員獲得に向けて増強運動を進めてまいりました。

成果としましては、目標に対しなんとか金賞の103社の新入会員獲得となり、県連の「金賞」を頂戴することとなりました。

日経平均株価が上昇しているという事実がマスコミの報道ではアナウンスされておりますが、まだまだ私達には景気の上昇を実感として感じることが出来ません。依然として不景気感が漂う中、令和5年度増強運動につきましては、会員の皆様・各ブロック・支部・協力企業・協力推進員の皆様の多くのご支援、ご協力の賜物と心よりお礼申し上げます。

この度、ご入会されました新入会員の皆様には、当会の事業に積極的にご参加いただきたく、是非各ブロック・支部の皆様からお声掛けいただけますようお願い申し上げます。

残念ながら会員の減少傾向は続いているのが現状でございます。本会では魅力ある船橋法人会を目指し、各種勉強会・説明会・講習会を企画して参ります。会員の皆様には積極的に、本会・各ブロック・各支部のこの様な企画にご参加いただきイベントやレクリエーションを通じ、異業種間での交流を生かし、お仲間を増やしていただければと思っております。縦に税や旬な話題を深く、横に幅広い異業種間の交流を、皆様のご事業に役立つ船橋法人会をご活用下さい。

最後になりますが、令和5年度会員増強運動にご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。また、今年度の会員増強運動へのご協力も重ねてお願い申し上げます。



組織担当副会長
大原 俊弘

令和5年度の会員増強期間も皆様のご協力をいただきながら、無事に終えることができました。

今年度は会員獲得数103社以上を目指して取り組んだ結果、見事に目標をクリアし達成率100%で県連の「金賞」を獲得いたしました。多くの理事の皆様、役員の皆様、会員の皆様のご支援、ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

毎年、会員増強運動の成果で多くの新たな会員をお迎えする一方、残念ながら法人会のメリットを感じることが出来ずに退会される会員も多くなっております。

「メリットがない」という理由での退会を払拭するべく、入会していただいた会員様には、お誘いしていただいた会員様とともに、行事に参加をしていただきたいと思います。法人会では健全な経営・正しい納税・社会貢献に寄与する企業文化の育成を目指し、税金に関する研修会やセミナーをはじめ、会員企業同士の交流を深めるゴルフコンペやボウリング大会、旅行やお祭りなど様々なイベントがあります。

法人会には現在3,026社の会員が入会しております、様々な業種の方々がおりますので、行事に参加することで新しい出会いがあり、情報共有することによって新たな「メリット」が生まれるはずです。そのメリットを実感し皆様にお伝えしていただきたいと思います。

令和3年の特別優秀賞、令和4年の県連の金賞に続き、今年度もとても素晴らしい結果を残しました船橋法人会。今年度からは小田原隆泰新会長、佐久間組織委員長が新たに就任され様々な地域密着活動をさらに活発に行っていきたいと思いますので、皆様には今後とも変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和5年度 会員増強成果報告

ブロック・支部	1月～8月					9月～12月(増強期間)					令和4年累計(1月～12月)					目標			
	正	準	賛法	賛個	P	正	準	賛法	賛個	P	正	準	賛法	賛個	P	件数	P		
Aブロック	豊富															3	24		
	八木が谷															3	24		
	二和					5				44	5				44	3	24		
	三咲	1			12						1				12	3	24		
	大穴					2				30	2				30	3	24		
	松が丘	(1)			(15)	(2)				(30)	(3)				(45)	3	24		
Bブロック	プロック計	1(1)			12(15)	7(2)				74(30)	8(3)				86(45)	18	144		
	金杉					5		5	1	95	5		5	1	95	3	24		
	新高根					1(4)	(1)	(2)	1(1)	23(78)	1(4)	(1)	(2)	1(1)	23(78)	3	24		
	北習高根															3	24		
	習志野															3	24		
	芝山西習															3	24		
Cブロック	プロック計					6(4)	(1)	5(2)	2(1)	118(78)	6(4)	(1)	5(2)	2(1)	118(78)	15	120		
	北船第1					(1)		(2)	(1)	(27)	(1)		(2)	(1)	(27)	3	24		
	北船第2	1(1)			8(8)						1(1)				8(8)	3	24		
	山手					(1)			(1)	(13)	(1)			(1)	(13)	3	24		
	夏見															3	24		
	プロック計	1(1)			8(8)	(2)		(2)	(2)	(40)	1(3)		(2)	(2)	8(48)	12	96		
Dブロック	前原東															3	24		
	二宮					(1)		(1)		(13)	(1)		(1)		(13)	3	24		
	葉円台					1(4)		(1)		12(44)	1(4)		(1)		12(44)	3	24		
	前原															3	24		
	三山															3	24		
	プロック計					1(5)		(2)		12(57)	1(5)		(2)		12(57)	15	120		
Eブロック	本町第1															3	24		
	本町第2					1				18	1				18	3	24		
	本町第3															3	24		
	市場															3	24		
	宮本第1				(3)	(15)	(1)		(1)	(1)	(22)	(1)		(1)	(4)	(37)	3	24	
	宮本第2																3	24	
Fブロック	プロック計				(3)	(15)	1(1)		(1)	(1)	18(22)	1(1)		(1)	(4)	18(37)	18	144	
	本中山															3	24		
	西船第1					1				12	1				12	3	24		
	西船第2					1(2)				8(27)	1(2)				8(27)	3	24		
	海神				(1)	(5)	(8)		(6)		(140)	(8)		(7)		(145)	3	24	
	南船第1															3	24		
Gブロック	南船第2					(2)				(34)	(2)				(34)	3	24		
	湊町					(2)			1(2)	1	10(30)	(2)		1(2)	1	10(30)	3	24	
	プロック計				(1)	(5)	2(14)		1(8)	1	30(231)	2(14)		1(9)	1	30(236)	21	168	
	計 (1)	2(2)		(1)	(3)	20(43)	17(28)	(1)	6(15)	3(4)	252 (458)	19(30)	(1)	6(16)	3(7)	272 (501)	99	792	
	理事他	4		1	3	51	28	1	14	5(1)	458(5)	32	1	15	8(1)	509(5)			
	事務局扱い	9				70	7				81	16				151			
Hブロック	源泉部会																		
	女性部会																		
	青年部会																		
	計 (2)	13		1	3	121	35	1	14	5(1)	539(5)	48	1	15	8(1)	660(5)			
	大同生命	6	1	7	1	130	(2)		(8)	(1)	(75)	6(2)	1	7(8)	1(1)	130(75)			
	AIG	4		2		71	2		1		21	6		3		92			
Iブロック	アフラック								(1)		(5)			(1)		(5)			
	千葉銀行							13(22)		10(1)	(4)	200 (272)	13(22)		10(1)	(4)	200 (272)		
	京葉銀行	1			1	13	3				31	4			1	44			
	千葉興業銀行						1(2)				12(24)	1(2)				12(24)			
	東京東信用金庫						(1)				(12)	(1)				(12)			
	計 (3)	11	1	9	2	214	19(27)		11(10)	(5)	264 (388)	30(27)	1	20(10)	2(5)	478 (388)			
計 (1) + (2) + (3)		26(2)	1	10(1)	5(3)	355 (43)	71(55)	1(1)	31(25)	8(10)	1055 (851)	97(57)	2(1)	41(26)	13(13)	1410 (894)			

()はダブルカウント < >は所属支部の成果

経営者が、重大疾病にかかるた時のそなえを確保。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の大きな傘を



*J*タイプ
*J*タイプα
がんステージ限定型
*J*タイプ

Jタイプ
[無配当重大疾病保障保険]
(無解約払戻金型)

Jタイプα
[無配当重大疾病保障保険]
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ
[無配当重大疾病保障保険]
(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)
は、
重大疾病による
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
就業不能リスクから
企業を守ります!

引受保険会社



千葉西支社/
千葉県船橋市本町5-3-5(伊藤LKビル7F)
TEL 047-422-2110

F-2020-1007 (2021年3月4日)